

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第44号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 786 400 822">附 則</p> <p data-bbox="209 844 512 880">1 から 6 まで （略）</p> <p data-bbox="209 902 807 1816"><u>7 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により収入が減少した者に対する条例第22条の規定の適用については、令和3年度分の保険料のうち令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されているもの限り、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。</u></p>	<p data-bbox="935 786 1035 822">附 則</p> <p data-bbox="844 844 1147 880">1 から 6 まで （略）</p>

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

# 国民健康保険料 減免申請書

申請日 年 月 日

受付印

住所 四日市市

世帯主

申請人

電話 ( ) -

(世帯主との関係 )

被保険者証 No

下記の事由により保険料の減免を申請します。申請事項に変更のあった時は申し出ます。

申請事由と生活状況
-----
-----
-----
-----

## 調査報告書

上記申請書に基づき、調査を行ったので報告します。[調査員記入事項]

調査報告及び意見	該当年度	(過年度時のみ表示)	添付資料
-----	-----	-----	・ 仮減免
-----	-----	-----	・ 賦課収納状況 一覧表 (COM)
-----	-----	-----	・ その他資料
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----

**処理伺** 以下のように処理してよろしいか伺います。

- 減 免 施行規則 第20条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号  却下
- 減免割合

処理日

火災・災害

国民健康保険料 減免申請書

申請日 年 月 日

受付印

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

電話（      ）      ー \_\_\_\_\_

（ 世帯主との関係      ）

被保険者証 No \_\_\_\_\_

下記の事由により保険料の減免を申請します。

災害等を被った日及び事由

該当年度 年度

	被 害 の 状 況	損 害 の 程 度	添付資料
損 壊	<input type="checkbox"/> 全焼・流出・埋没 <input type="checkbox"/> 倒壊	10分の5以上	・ 仮減免 ・ 賦課収納状況 一覽表 (COM) ・ その他資料
	<input type="checkbox"/> 半焼・半壊	10分の3以上10分の5未満	
*一部損壊(損害の程度が10分の3以下)は減免対象外となります。			
浸 水	<input type="checkbox"/> 床上      50cm以上	10分の5以上	確認事項 ・ 給付履歴 有・無
	<input type="checkbox"/> 床上      50cm未満	10分の3以上10分の5未満	
*床下浸水は減免対象外となります。			

\*添付書類・・・罹災証明書（写しでも可）

処理伺 以下のように処理してよろしいか伺います。

1. 減 免 施行規則第20条 第1号       却下
2. 減免割合

処理日 \_\_\_\_\_

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第54号）	(略)	
四日市市健康増進法施行細則（平成20年四日市市規則第60号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	(略)	

施行細則（平成20年四日市市規則第54号）	
<u>四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）</u>	<u>第11号様式及び第12号様式</u>
四日市市健康増進法施行細則（平成20年四日市市規則第60号）	（略）
（略）	

（健康福祉部保険年金課）